

○安全上又は防火上重要である建築物の部分等を定める件

(平成十二年五月三十一日)

(建設省告示第千四百四十四号)

改正 平成二七年 二月二三日国土交通省告示第二五八号

同 二八年 四月二五日同 第七〇七号

同 二九年 二月二〇日同 第一〇八号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百四十四条の三第四号から第六号までの規定に基づき、安全上又は防火上重要である建築物の部分等を次のように定める。

安全上又は防火上重要である建築物の部分等を定める件

第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第百四十四条の三第四号の安全上又は防火上重要である建築物の内装又は外装の部分は、次に掲げるものとする。

一 令百十二条第七項若しくは第九項第一号、令百二十三条第一項第二号若しくは第三項第四号又は令百二十九条の十三の三第三項第五号の規定により、当該部分の仕上げを不燃材料とした壁及び天井（天井のない場合にあつては屋根。以下同じ。）の室内に面する部分

二 令百十二条第四項、第六項若しくは第九項本文、令百二十条第二項又は令百二十八条の五第一項から第六項までの規定により、当該部分の仕上げを準不燃材料とした壁及び天井の室内に面する部分

三 令百十五条の二第一項第七号又は令百二十八条の五第一項若しくは第四項の規定により、当該部分の仕上げを難燃材料とした壁及び天井の室内に面する部分

第二 令百四十四条の三第五号の主要構造部以外の防火上重要な部分は、次に掲げるものとする。

一 令百十二条第十項ただし書若しくは令百二十九条の二の三第一項第一号ハ（2）又は平成二十七年国土交通省告示第二百五十五号第一第二号ロ（2）（iii）若しくは（3）の規定により設けられるひさし、袖壁その他これらに類するもの

二 令百二十条又は令百二十一条の規定により設けられる屋外階段

三 令百二十一条第一項第二号若しくは第五号若しくは第三項、令百二十三条第三項、令百二十六条の七第五号若しくは令百二十九条の十三の三第三項又は平成二十七年国土交通省告示第二百五十五号第一第二号ロ（1）若しくは（2）（i）の規定により設けられるバルコニーその他これに類するもの

第三 令百四十四条の三第六号の安全上、防火上又は衛生上支障がない建築設備又はその部分は、主索でかごをつるエレベーターの主索以外の建築設備又はその部分とする。

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則 （平成二七年二月二三日国土交通省告示第二五八号）

この告示は、平成二十七年六月一日から施行する。

附 則 （平成二八年四月二五日国土交通省告示第七〇七号）

この告示は、平成二十八年六月一日から施行する。

附 則 （平成二九年二月二〇日国土交通省告示第一〇八号）

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。